






		凡例	
区域		予定建築物の用途	
指定 区域		<p>狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第5条第1項第1号の規定による区域</p> <p>※  は、指定道路を示す(建築物の敷地は指定道路に接することを要す)。</p>	<p>区域内の指定道路の沿道に建設することができる建築物は、建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物以外の建築物のうち、次の①の分類に属する工場、倉庫及び事務所並びに②の分類に属する事業所とする。</p> <p>ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まれるものとする。</p> <p>① 大分類 D-建設業、同 E-製造業、同 G-情報通信業</p> <p>② 大分類 R-サービス業(他に分類されないもの)のうち、中分類 89「自動車整備業」</p> <p>また、区域内の指定道路の沿道に建設することができる建築物は、次の③及び④の分類に属する倉庫、事業所並びに荷さばき場並びに⑤、⑥及び⑦の分類に属する倉庫並びに荷さばき場とする。</p> <p>③ 大分類 H-運輸業、郵便業のうち、中分類 44「道路貨物運送業」、中分類 47「倉庫業」、中分類 48「運輸に附帯するサービス業」、中分類 49「郵便業(信書便事業を含む)」</p> <p>④ 大分類 I-卸売業、小売業のうち、中分類 50「各種商品卸売業」から同 55「その他の卸売業」まで</p> <p>⑤ 大分類 E-製造業</p> <p>⑥ 大分類 I-卸売業、小売業のうち、中分類 56「各種商品小売業」から同 60「その他の小売業」まで</p> <p>⑦ 大分類 M-宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類 77「持ち帰り・配達飲食サービス業」</p>
			<p>区域内の指定道路の沿道に建設することができる建築物は、建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物以外の建築物のうち、次の①の分類に属する工場、倉庫及び事業所並びに②の分類に属する事業所とする。</p> <p>ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まれるものとする。</p> <p>① 大分類 D-建設業、同 E-製造業、同 G-情報通信業</p> <p>② 大分類 R-サービス業(他に分類されないもの)のうち、中分類 89「自動車整備業」</p>
			<p>区域内の指定道路の沿道に建設することができる建築物は、次の①及び②の分類に属する倉庫、事務所並びに荷さばき場並びに③、④及び⑤の分類に属する倉庫並びに荷さばき場とする。</p> <p>① 大分類 H-運輸業、郵便業のうち、中分類 44「道路貨物運送業」、中分類 47「倉庫業」、中分類 48「運輸に附帯するサービス業」、中分類 49「郵便業(信書便事業を含む)」</p> <p>② 大分類 I-卸売業、小売業のうち、中分類 50「各種商品卸売業」から同 55「その他の卸売業」まで</p> <p>③ 大分類 E-製造業</p> <p>④ 大分類 I-卸売業、小売業のうち、中分類 56「各種商品小売業」から同 60「その他の小売業」まで</p> <p>⑤ 大分類 M-宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類 77「持ち帰り・配達飲食サービス業」</p>
			<p>区域内の指定道路の沿道に建設することができる建築物は、小売業の店舗(大規模小売店舗立地法第2条第1項で規定する店舗面積の合計が3,000平方メートル未満のものに限る。)、飲食店並びに小売業の店舗及び飲食店の用途のみを併せ有する施設の用途のいずれかに該当するもの(当該用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートル以下のものに限る。)とする。</p> <p>なお、小売業の店舗とは、次の①の分類に属する店舗とする。</p> <p>また、飲食店とは、次の②の分類に属する飲食店とする。</p> <p>① 大分類 I-卸売業、小売業のうち、中分類 56「各種商品小売業」から同 60「その他の小売業」まで</p> <p>② 大分類 M-宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類 76「飲食店(ただし、細分類のうち 7622「料亭」、7651「酒場、ビアホール」及び 7661「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除く)」、中分類 77「持ち帰り・配達飲食サービス業」</p>

※業種は、日本標準産業分類(総務省編集)による。